

【Q&A】個人が相続財産を市町村に贈与（寄附）した場合の税務上の取扱い

【問】私の父は、平成28年2月に死亡しました。父の相続人は私1人のみです。父は生前、自分の財産の一部を出身地のA県B市に寄付するつもりでしたが、その実行の前に急死してしまいました。私は父の遺志を継いで、相続した預貯金の一部をB市に寄付するつもりです。なお、私の住所地はC県D市であり、B市には居住していません。

相続した財産を市町村に寄付した場合、被相続人に係る相続税等が軽減される制度があると聞きましたが、具体的な内容について教えてください。

【回答】

ご質問の場合には、一定の要件を満たすことにより寄附した預貯金に係る相続税が非課税とされる特例（下記1）と、寄附した金額に応じて所得税と個人住民税が減額される税制（下記2）が設けられています。

1. 市町村に対して相続財産を贈与（寄附）した場合の相続税の非課税

個人が相続又は遺贈（相続等）により財産を取得した場合、相続税が課税されるのが原則です。ただし、相続等により財産を取得した個人が、その取得した財産を、その取得後その相続等に係る相続税の期限内申告書の提出期限（相続開始のあったことを知った日の翌日から10か月を経過する日）までに国又は地方公共団体（都道府県・市町村）や公益を目的とする事業を行う特定の法人に贈与（寄附）をした場合には、その贈与により贈与をした者又はその親族その他これらの者と特別の関係がある者の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められる場合を除き、その贈与をした財産の価額は、その相続等に係る相続税の対象とされません（租税特別措置法70条1項）。

この特例の適用を受けるためには、その適用を受けようとする者の相続税の申告書に、(1)の規定の適用を受けようとする旨を記載し、かつ、その贈与をした財産の明細書その他一定の書類を添付する必要があります（同5項）。

2. 市町村に寄附した場合の所得税と住民税の特例

(1) 所得税の取扱い（寄附金控除〔所得控除〕）

個人が地方公共団体に寄附金（いわゆる「ふるさと納税」）を行った場合、所得税の計算上、その寄附金の合計額（寄附した者に特別の利益が及ぶ

と認められるものを除く。以下同じ。）は特定寄附金に該当し、寄附金の額（総所得金額等の40%相当額が限度）から2,000円を控除した金額が、寄付金控除（所得控除）として、寄附をした年の所得税の課税所得の計算上控除されます（所得税法78条）。

(2) 個人住民税の取扱い（寄附金税額控除）

個人が市町村に寄附金を行った場合、次の①と②の合計額が、住民税の所得割の額から控除されます（地方税法37条の2、314条の7、附則5条の6）。

① {寄附金（総所得金額等の額の30%相当額を限度。以下同じ。） - 2,000円} × 10%

② (寄附金 - 2,000円) × 地方税法に定める一定の割合 * (住民税の所得割の額の20%が限度)

* 一定の割合 = 100% - 10% (上記①) - 所得税及び復興特別所得税の税率

①と②の適用を受けることにより、あなたがB市に対し寄附金を行った場合、支出した寄附金の額から2,000円を差引いた金額については、所得税及び住民税の所得割の額から控除されます。見方を変えれば、あなたがB市に寄附金を行うことにより、その全額がB市の歳入増となる一方、その寄附金の額から2,000円を差引いた金額については、国とあなたの住所地であるC県及びD市の歳入減となります。

ただし、②の金額は住民税の所得割の額の20%相当額が上限のため、多額の寄附を行うと寄附金から2,000円を差引いた金額のうち、住民税の所得割の額から控除されない額が生じるので注意が必要です。

(3) 手続

個人が市町村に寄附金を行った場合に、上記(1)の寄附金控除や(2)の寄附金税額控除の適用を受けるためには、原則としてその寄附を行った年分の所得税の確定申告書又は住民税の申告書に寄附先の領収書等を添付して、納税地の所轄税務署長又は住所地の市区町村長に提出する必要があります（所得税法120条3項、地方税法45条の2、317条の2）。

ただし、確定申告を不要とされる給与所得者等は、寄附を行う際に寄附先に一定の申請書を提出することにより、原則として、所得税の確定申告書又は住民税の申告書を提出しなくても、住民税の計算上、(2)の寄附金税額控除の適用を受けることができます（同法附則7条1項、8項）。